

事業主の皆様

平素よりご愛顧賜りありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い大変なご心労のこととお察し申し上げます。

弊社はこの厳しい局面を皆様と一緒に乗り越えていく為、『本当に必要な情報』を素早くご提供し、『今できること』を一緒に考えてご提案していきたいと思っております。

主な事例

- 新型コロナウイルス感染症対策情報提供
- 助成金解説・活用サポート
- 非常事態における労務管理サポート
- その他申請各種業務

令和2年度算定基礎届・年度更新について

- 令和2年度の社会保険算定基礎届の提出期限は通常通り
令和2年7月1日(水)～令和2年7月10日(金)です。
- 令和元年度労働保険の年度更新期間は延長されました。
令和元年6月1日(月)～8月31日(月)です。

詳細は裏面をご覧ください

打ち合わせや面談に関しては、遠隔対応も可能です。

まずはご相談・ご要望をお気軽にご連絡下さい。

ベイヒルズ社労士事務所

横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階（横浜駅きた東口より徒歩5分）

☎ 045-450-6701

mail:m_oka@bayhills.co.jp

令和2年 社会保険 算定基礎届・ 労働保険 年度更新についてのご案内

労働保険料と社会保険料は納付猶予制度もございます。
ご希望の場合はお問合せください。

申請名	料金
労働保険 年度更新	30,000円(税抜き)～
社会保険 算定基礎届	30,000円(税抜き)～

※お見積額は従業員様数によってかわります。

※二元適用事業所(建設業)または事業場が複数の場合は別途お見積もりいたします。

ベイヒルズ社労士事務所は、

労働・社会保険のお手続きといった事務手続きから、助成金申請、

そして人事労務におけるトラブルを未然に防ぐ等の様々な問題に対応し、

貴社の発展のために寄与いたします

その他、詳しいサービスは<https://www.bayhills.co.jp/service/sharosi/>

スポットのご契約も可能です！お気軽にお電話ください。

お問い合わせ専用ダイヤル

☎045-450-6701 (担当:岡、鈴木綾子)

※お電話受付は平日9:00～17:00になります。

ベイヒルズ社労士事務所

BAY HILLS 